

さくら通信11月号

2010年11月 No.71

発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

遺 徳

「河野先生の甥御さんですか。それなら経理頼みます。」伯父の名前が出た瞬間話が決まった。開業したばかりの私にとって飛び上がる程うれしい話だった。こんな話もある。社団法人教育会を訪問した時、伯父の写真と目が合った。事務局長時代の部下だった女子職員の方と話が弾んだ。仕事がスムーズに運んだのは言うまでも無い。

伯父のことは殆ど知らない。母の兄であり、ソロバンの指導で全国的に名前を売った人らしい。会った記憶も殆どない。仕事一途の人生を送り、私が18歳の時に亡くなったからだ。そんな伯父に何度も助けられた。祈るしか感謝の気持ちを伝える術が無い。伯父の名前は河野定一と言う。



(竹内)

税務調査（任意調査）について ～修正・更正と異議申立・審査請求～

納付税額が足りない場合には、自主的に修正申告をする事が出来ますが、納め過ぎの場合には、税務署に「更正の請求」を提出して、「更正」してもらわないと還付を受けることはできません。

また、税務調査は最大7年間さかのぼって、納税不足を指摘することができますが、「更正の請求」は申告期限から1年以内しか提出することができません。

一般に、税務調査の結果、納付税額が不足していることが判明した場合には、調査官より「修正申告の^{しやうよう} 慫慂（＝修正申告提出のお勧め）」を受けます。この^{しやうよう} 慫慂に従って、修正申告書を提出すると、その後、この修正事項について、税務署に「異議申立て」、国税不服審判所に「審査請求」をすることができなくなります。

税務調査で調査官の「修正申告の^{しやうよう} 慫慂」に納得がいかず、修正申告書を提出しないでいると、税務署から「更正の通知」が届きます。この「更正の通知」の内容についても、納得がいかなければ、税務署に「異議申立て」を、そして更に、その税務署の「異議決定」に不服があれば国税不服審判所に「審査請求」を申し立てることが出来ます。更に、国税不服審判所の「裁決」についても不服があれば、裁判所に訴えることになります。

逆にいえば、最初から裁判所に訴えることができない仕組みとなっています（不服申立前置主義）。

あくまで個人的見解ですが、税務調査の受忍や異議申立制度等の仕組み等、税務行政の一部には、いささか納税者不利が過ぎる点があるように思います。こうした状況を打開するため、平成22年度税制改正大綱には「納税者権利憲章」の早期制定が謳われています。納税者主権の確立が望まれるところです。

(大寺)



遺産税セミナー開催のご案内



日時 平成22年12月2日(木) 14:00～16:00(予定)
場所 あわぎんホール(徳島県郷土文化会館) 5階 会議室6
内容 「相続税のしくみと節税策」

参加費は、無料です。

なお、会場の都合により、先着80名様とさせていただきますので、事前に電話でお申し込みください。お待ちしております。

徳島県の最低賃金額が改定されました。(平成22年10月16日発効)

633円



645円

<特定(産業別)最低賃金対象の産業に該当する事業所は、該当する特定(産業別)最低賃金額が適用されます。>

最低賃金制度とは、雇用形態(正社員、パートタイマー、嘱託など)にかかわらず、全ての労働者に適用されます。
使用者は、労働者に最低賃金額を周知する必要があります。
実際の賃金が最低賃金を上回っているか確認をお勧めします。
(日給者、月給者の場合は、1時間当たりの金額を換算し、最低賃金額と比較して下さい。)
対象となる賃金は、毎月支払われる基本的賃金(基本給、諸手当など)です。
(残業手当、精皆勤手当、通勤手当等は含みません。)

最低賃金額の改定により、賃金額の決定の基準を最低賃金にされている従業員については、10月16日から労働条件の内容が変わってきますので、労働契約のまき直しが必要になりますのでご注意ください。

(岩佐)

11月の社会保険労務

- | | |
|--|--|
| <p>10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)</p> <p>30日 継続・有期事業概算保険料延納額<12月~翌3月分>の納付(労働基準監督署)</p> <p>健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)</p> <p>健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(社会保険事務所または健康保険組合、公共職業安定所)</p> <p>労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)</p> | <p>支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届</p> <p>旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届</p> <p>年金週間(6日~12日)</p> <p>建設雇用改善推進月間</p> <p>職業能力開発促進月間</p> <p>労働保険適用促進月間</p> |
|--|--|

資産税係

相続税対策としてマンションを建築する際の注意点

土地をお持ちの方、「更地にしておくのはもったいない。マンションを建てたら、相続税対策にもなりますよ。」というセールストークをよくお聞きになると思います。しかし、相続税対策としてマンションを建築する際には、いくつかの注意点があります。

広大地評価ができる場合には要注意です!

広大地評価ができる土地にうっかり高層マンションや複数棟のアパートなどを建ててしまうと、土地の相続税評価額が逆に上がる可能性があります。

建物と土地の所有者が異なるとあとから大変です!

お父さんが所有する土地に、長男がマンションを建築すると、相続発生時に自用地評価(更地と同じ評価額)となってしまいます。

経年により、空き室による減収や修繕費の増加があることをお忘れなく!

上記の注意点を踏まえた上で、マンション建築にはメリットもあります。

- ◆ 更地より固定資産税が安くなる!(住宅用地としての減税)
- ◆ 家賃収入が入ってくる!(生活資金や納税資金に利用可能)
- ◆ 財産引き下げ効果がある!
(建築代金より固定資産税評価額はかなり低い。ただし上記注意点 など該当しない場合もあります。)

相続税対策のためのマンション建築が有効かどうかには総合的な判断が必要となります。
ご検討されている方は、ぜひ当社担当者または当社資産税課までご相談ください。

(坂田)

先月は、貸借対照表に関して、資産の部と負債の部の概要を申し上げました。今月は、**純資産の部について**、です。純資産とは文字通り、会社の資産総額から負債総額を差し引いた金額を指します。逆に言いますと、資産と負債が定義されると、自動的に純資産の部が確定することになります。従って、純資産の部には、資産の部や負債の部にあるような明確な（一定の）特性を有する項目ではなく、ある種雑多なそれが並ぶことになり、これが「純資産の部が分かりにくい」原因となっています。何故、こんなことになったのでしょうか？

旧商法においては、純資産の部は資本の部、と表現されており、株主に帰属する金額が（基本的には）記されていました。しかし、会計が複雑になるにつれ、（繰延ヘッジ損益のような）「資産でも負債でも資本でもない」科目が登場し、従来の理論的枠組みでは対応しきれなくなりました。

そこで、会社法施行に際して、新たに「純資産の部」を定義し、よく解からない科目をまとめて表示することになった、というわけです。

今回は、純資産の部の各々の項目についてご説明します。

（渡邊）

競争参加資格審査申請方法の発表

国土交通省から平成23年度・24年度競争参加資格審査の申請方法が発表されました。

申請方法は、**インターネット 文書郵送 文書持参**の3通りです。

インターネット受付のうち、「建設工事」は国土交通省の他、新たに林野庁と内閣府の2機関を加えた計29機関への申請を原則として一つのデータで一元的に行うことができます。

11月1日～30日にパスワードを申請し、11月1日～平成23年1月14日にパスワードを使った入力プログラムをダウンロードした上で、12月1日～平成23年1月14日に申請用データを送信します。

文書郵送は12月1日～平成23年1月14日（当日消印有効）文書持参は12月1日～平成23年1月31日までに、それぞれ本店所在地に応じて定められた申請先に提出します。

詳しくは**国土交通省ホームページ**でご確認ください。

（岸上）

出資持分の定めのある医療法人

出資持分の定めのある医療法人とは、先月号で説明した地下1階部分の経過措置型医療法人で「**社団 出資持分有り**」に該当する医療法人です。

旧医療法において、医療法人解散時における残余財産の帰属先については、合併及び破産手続の開始の決定による解散の場合を除き、定款上に定める帰属すべき者に帰属するとされています。端的に言うと、残った財産を出資割合に応じて貰えるということです。

A病院に対して3百万円の出資（全体の30%）をしていたと仮定します、その後利益を積み重ねる病院の財産評価が1億円となり病院側に出資の返還申請を申し出た時、1億円の30%である3千万円を貰うことができます。逆に財産評価が百万円しかない場合は30万円しか貰えません。

現在は、設立することが出来ません。

（田中）

リスマネ委員会

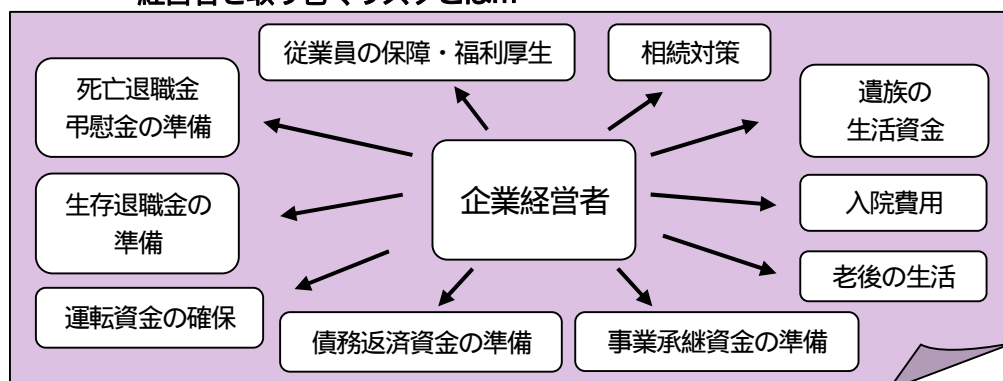
関与先様のために会計事務所ができる保険指導業務

企業経営をとりまく環境変化が激化している現代社会においては、経営をおびやかす危険（リスク）も複雑化・多様化しております。もしも関与先様がある日突然、不慮の事故や災害に遭遇すると企業は崩壊し、従業員や残された家族は一瞬にして路頭に迷うことにもなりかねません。

これらのリスクから企業を守るには、色々な方法がありますが、その中の一つに生命保険の活用が考えられます。会計事務所は税務会計を通じ、企業の経営内容や事業背景などの実情を把握しており、保険加入の目的や、適切な保険契約について客観的・中立的に判断できる立場にあります。

その点から、私たちがからこそ企業の危険（リスク）を管理し、生命保険のアドバイスをすることができるのではないかと考えております。

経営者を取り巻くリスクとは...



今後は、私たちの提案できるリスク対策や、具体的な事例などをご紹介します。

（井村）

ブログで、紹介させていただいたのですが、皆様見ていただけましたでしょうか？

10月に、テレビトクシマの【らぶ!らぶ!徳島】という番組の1コーナーである「バクッとLOVE弁」に大寺先生を筆頭に、美男美女<計6名>(笑)で出演しました。

取材は、9月30日。上田亜紀さん(リポーター)、仁田洋輔さん(カメラマン)の2名が来所され、6名全員、テンションあげあげ↑↑で、取材に挑みました。

それでは・・・出演者の皆様より感想を一言!!



(平野)

知り合いの社長さんに紹介されたこの企画。

事務所のちょっとしたPRになるかと、軽〜く引き受けたのが大失敗(>_<)。

会計事務所のスタッフさんが、普通より「ちょっぴり」シャイなのを甘くみていました(^.^)。

出演してくれる人を探して右往左往。。。

最終的にはノリノリで参加してくれた女性陣の皆さま、あと、いつもより早起きしてお弁当をつくってくれた妻に

感謝感謝です(<_>)。(大寺)

愛妻弁当、愛夫弁当には負けませんが、私も愛義母弁当(義母の作ったちらし寿司)で参戦しました。

カメラが回る前に職員みんなと盛り上がり、楽しい撮影でした(^o^)

しかし、ローカル番組とはいえ、カメラを目の前にすると緊張しました(^_<)

(坂田)



冗談のつもりで主人に言った「作ってくれる?」の一言でまさか本当に作ってくれるとは思いませんでした。台所で一生懸命にオムライスを作ってくれていた背中に感謝の気持ちと、ケチャップのハートマークはイタイ!のつつこみを送りながらおいしくいただきました。

ありがとー(*^へ^*)!

(井村)

リポーターさんの質問が恥ずかしいポイントを見事に突いてきてくれるので、赤面しまくってしまいました(<ω>)/みんな受け答えウマイし、弁当もウマそおやし...

でも滅多とない貴重な体験ができました(●'`')~♪

(佐木山)

手作り弁当の撮影をされるとあって、板野郡では写らないと判ってはいても、さすがに取材前は緊張をしていました。(-0-;)でも、リポーターやカメラマンの方が、気さくで明るい方だったうえに、社内でも特に、にぎやかな面々が集まっていた事もあって、笑いが絶えない和やかな雰囲気の中での取材となりました。(*^0^*)

愛妻弁当・愛夫弁当・MY弁当と、どれも美味しそうでした。少しは会社の広報活動にもなったかな?

取材後、弁当を作る回数が増えた様な・・・(^-^)^v

(近藤)

弁当箱を開けた瞬間、みんなの弁当にビックリ!!

さすが(^o^')ってかんじでした。

まだまだ新米主婦のため、修行が必要な・・・と改めて実感した一日でした。

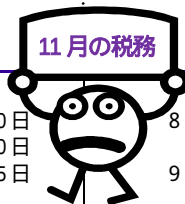
ハートの芋入りの愛妻弁当、ケチャップがハートの愛夫弁当・・・私も一応旦那に、お願いはしてみたのですが・・・

「あほか!」の一言でバツサリ却下。

それでも、一応新婚なのに・・・(;_ _)

(平野)

11月の税務



- 1 所得税の予定納税額の納付(第2期分) 納期限・・・11月30日
- 2 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付 納期限・・・11月30日
- 3 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限・・・11月15日
- 4 個人事業税の納付(第2期分) 納期限・・・11月中において各都道府県の条例で定める日
- 5 10月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限・・・11月10日
- 6 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限・・・11月30日
- 7 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限・・・11月30日

- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限・・・11月30日
- 9 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>・・・半期分 申告期限・・・11月30日
- 10 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限・・・11月30日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税> 申告期限・・・11月30日

税を考える週間・・・11月11日~17日

当事務所の木村義次が、中国での植林活動を評価され、社会貢献支援財団の社会貢献者表彰を受けることになりました。表彰式は、11月16日に東京都内ホテルにて行われます。詳細は、今後のさくら通信で...



さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL: 088-625-2556

FAX: 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。